〇議長 横尾 武志君

4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

通告書には4件記載しておりますので、第1件目から始めたいと思います。

本年4月20日に福岡県への提出期限としていた整備方針に基づいて、特養80床の枠に2つの事業者が応募しようとしましたけれど、さまざまな案件が満たされず、結局受理できなかったというようなことになっています。これによって、25年度に繰り延べた形で同じく80床の枠が与えられたと。

今度こそは選定委員会も設置されました。平成22年度のあの50床のときには選定委員会も設置されていなかったし、議員の皆さんも町民の皆さんも、あの地区の皆さんもほとんど知らされていない中で、50床のある会社が、町長は22年度6月9日に意見書を出されているわけです。そういうことであったにもかかわらず、今回は選定委員会も設置されて公正・公平で透明な形で進められ、特養の精神に基づいてふさわしい事業者が選定をされると。このように、安心して暮らせる特養を待ち望んでいる人たちがたくさんいるわけです。

ところが、ここに一般質問に立たざるを得なくなったのは、やはり何かしらあの平成22年度、 そして平成24年度の4月のときと同じように何かが、引きずっているものが非常にさまざまな 問題が生じてきているということで、そういう疑問がありますので一般質問をするわけです。

まず、22年度50床の枠が示されましたけれど、なぜ選定委員会を設置しなかったんですか。

〇議長 横尾 武志君

ちょっと妹川議員。それ、どこに載っとる。

〇議員 4番 妹川 征男君

関連で質問していますけれど。

〇議長 横尾 武志君

関連やないで、ちょっと。件名をちゃんとして要旨を、ちゃんと一から。ずっとありますから、 その要旨順にちょっとやってください。まだ、関連も何も、何も質問しとらん。

〇議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。そうしましょう。

〇議長 横尾 武志君

お願いします。

〇議員 4番 妹川 征男君

今の質問も後からしますので、福祉から。

11月9日に締め切り期限がありましたけれど、申し込みの事業者は、何社。そして、受理したのは何社ありますか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

平成25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者の公募につきましては、24年の7月の5日付で福岡県から送付された平成25年度に実施する高齢者福祉施設等の整備に係る協議の受付時期等についてにおいて、福岡県は、9月以降に25年度高齢者施設整備方針を示すとされ、それを事前告知として、まず7月11日の町のホームページで公表しております。その後、9月7日付で(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議員 4番 妹川 征男君

私、申請が何社ありました、でいいんですから、その前置きは要りません。

〇福祉課長 吉永 博幸君

わかりました。この結果、11月9日を町への提出期限として町のホームページで告知、公募 したんですけども、3事業者から申請があり、2事業者の協議書を受理しております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

3事業者が申請を出したけれど、2社受理したということですね。では、その受理できなかったのは、なぜでしょう。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が示した25年度高齢者福祉施設等整備方針に基づき、地域住民の同意を得ていることが必要ですが、その確認ができませんでしたので、書類の不備として受理できませんでした。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

2番目のこの選定委員会があったわけですけれど、その前に、24年度の県からの施設整備上の留意点というのがあります。ちょっと私、読みますので。

「協議施設の建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てて地権者を含む地域住民及び

水利権者から協議施設の設置について同意を得ていること」というふうになっています。

で、課長に読んでいただきたいのは、町の協議事項の隣接地権者とは、どういうふうに書いた ものをホームページに出されましたか、読んでいただきたいのですが。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

町のほうでは、25年度高齢者福祉施設等の施設整備事業者協議要項というものを示しております、公募の際。その中の3番に整備方針というのがございまして、「福岡県の定める平成25年度高齢者福祉施設等の整備方針に基づきます」というふうにしております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

質問をそらさないでください。「隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者で土地所有者と土地利用者が同一でない場合は、両方の同意を得てください」こう書かれていますから、それを読んでほしかったんですよ。確認ですけれど、よろしいですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

ホームページの、ホームページ……。協議要項の中でそれを示しておりますので、そのとおり でございます。すみません。先ほど大枠のことを言ったもので、そういう説明になりました。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

2 社受理できた中の1 社、K社と、それとW社といたしましょうか。その中で、2 社とも地元の地権者の同意書は、ちゃんとそろっていましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

書面で確認できております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

W社というところは、どれぐらいあるかわかりませんが、隣接地主が。

で、そのK社というところは、私の知る限りでは――これは皆さん方に配付してあります字図です。これは私も法務局に行ってきました。私は、30年ぶりに行きました。例の、はまゆう団地の裏側にできた火薬庫問題です。あのときには前面道路が4メートルと。2メートルから1メートル75センチしかない道路が4メートル道路というようなことがあって、建築確認申請書も取り出しました。前面道路が4メートルであると。そんなはずはない。地主さんたちも非常に反対をされました。そういう中にあって、三十数年ぶりに法務局に行って取ってきた物のコピーです。

今、あなたは、全てあるというふうなことでしたが、この建設予定地の地主さんは、地主1、2、3、4、そして山鹿保育所、それと5があります。この1、2、3、4、5、6、6全ての隣接地主の同意書があるんですね。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

県の整備方針に基づいて隣接地主の同意書というのは、とっていくようになります。したがいまして、これに基づいた地主の同意書というのは確認されております。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

それは、あるということですね。受理しているということですね。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長、この1、2、3、あるのかということだが。

〇福祉課長 吉永 博幸君

協議書は受理しております。

〇議長 横尾 武志君

印鑑があるのかということを聞いているわけ。あるのかないのかを言えばいい。

〇福祉課長 吉永 博幸君

はい、ございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

隣接地主の同意書が地主1、2、3、4、5、6全てそろっているということですね。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主として整備方針に基づいて位置づけられている方の同意書面は、そろっておるという ことでございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、先ほどの町の協議要項の「隣接地権者の範囲は道路や水路等を隔てた地権者も含むこと」これは大きな道路がありますね。道路があって①、②、③、④、⑤というのがあるんですけれども、あるということですね。であれば、なぜこんな建設予定地に分筆しているんですか。この黄色い部分で書いたものは分筆されているわけですけれど、質問します。この字図は、町はこの隣接、分筆されていない字図をもらっているんですか。それとも、分筆した字図をいただいていますか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

提出されたのが11月9日でございますので、11月9日時点の字図ということで、これと同じものの書面、字図というのをいただいております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、この分筆した理由は何であるかということを、そのK事業者に説明を求めましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

プレゼンテーションのときの説明ではございますけども、通学路の安全対策などのことのため というふうな説明は受けております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

安全対策のために、こういう分筆をするということですね。私は、先ほどの火薬庫問題について、この地主さん1と、3番と4番の方はよく知っているんですよ。それで私はお話にしました。「同意書なんか出していませんよ」と。「同意なんか出すわけないよ」そして、こういう分筆した図面をお見せしましたところ、「物すごくだまされた」と。「怒りふんまんです。何でこんなことせないかんのか」と。

そして、結局はその2名の方、4番の方も同意はしていたけれど、「私は同意できない」ということで、町と県に対して「同意はいたしません」と。そういう文書を、町は受け取っていますか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

町のほうには届いております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

「私は、社会福祉法人何とか会の関係から、特別養護老人ホーム建設に対する隣接地権者として同意を求められましたが、今現在同意していないことをお知らせいたします。また、隣接地権者の同意が得られないことを避けるための分筆は、特養及び社会福祉の精神に反し、禁じられていることも申し添えます」ということで、11月22日、プレゼンの日に届いているはずです。いかがですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

どのようなことでこの情報を妹川議員が入手されたかはわかりませんけども、これは隣接地権者などの文書のような形ではございますが、町へ届け出に来られた方は、本人ではなく、第3者でございました。また、同様の物が配達証明付郵便でも届けられています。この差出人も第3者です。文書としては総数で3枚です。そのうち、2枚はカラーコピーの物でございました。文書の送り先は、町長及び私福祉課長宛てでございます。そして、今言われたように、同意していないことをお知らせするという内容でした。

また、この文書の一部は、選定委員による審査の最中に届けられ、その他の物は選考が終了して、町長が決裁を受けた後に届けられております。このように芦屋町の審査選考は終了しています。今後はこれらについては、許可権限を持つ福岡県での審査というふうに町のほうでは考えております。

ただ、なお別件ではございますが、この1件と同様に隣接地権者から「一旦建設の同意はしたが、同意を撤回し、同意しない」との文書が町へ配達証明付郵便で送付されています。これは建設同意を撤回するというような内容です。さきの件との因果関係は不明なんですけども、同意を取り消すという文書の関連から、ぜひ説明しておきたいと思います。

この郵便の差出人は、第3者でなく、関係者でありました。協議書の受理、不受理を決定する 上で町のほうで確認したところ、隣接地権者が全く知らないところで文書が作成され、隣接地権 者が所有していない印鑑が押印されておりました。結果としては、隣接地権者の同意の意思が確 認され、当該差出人からも陳謝されております。

このことについては、関係者以外の第3者が関与していることが、もうはっきりわかっております。また、この郵便は11月9日に届くように期日指定されていたものでした。11月9日は、事業者からの協議書提出の期限の日でございました。さらに、芦屋町へ送付された文書の封筒の筆跡を見てみますと、差出人本人の筆跡とは全く異なっていることもわかっています。このように、私文書の偽造が疑われるような犯罪行為があったことを申し添えておきたいと思います。以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そういう文書が受け付けられて、その地主の①、②、③、④、⑤の方に対して「こういう文書が届いているけれど、間違いないか。それとも今、偽造か、それが別の方がつくられたものであるか、どうなんですか」ということを問われましたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

先ほども申しましたように、この文書というのは、県への送致が済んだ後に届いた物もございます。で、県としては、今後審査された中で判断していくというふうに回答されておりますので、 私どものほうからは特段は行っておりません。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

山鹿地区の区長さんに11月の13か14日に、同意をしない理由書を提出してもらっていますよね。11月の13でしたっけ、14日ですか。同意をしない理由書を提出させていますね。 だったら、地主さんに対しても同意をしない理由を聞くべきではありませんでしたか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

11月14日というのは、町の審査の段階での書類を預かっている状況での確認でございます。 これらにつきましては、県へ送致した後でございますので、県のほうが持っております。県での 審査の中での確認ということで、とめさせていただきたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

再度確認しますけれど、隣接地主さんは何人いらっしゃるんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

どちらを、この図面を配付されたということですか。(「はい」と呼ぶ者あり)これで隣接地主というのは、1、2、3、4、周りです。周りの下の山鹿保育所も含めてなんですけども、左、建設予定地を囲んでいる地主さんです。直接建設予定地と接しているところは隣接地主というふうになります。(「6ということでいいんですか」と呼ぶ者あり)

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

だから、1、2、3、4、5、6の山鹿保育所で、6でいいんですか。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主というのは、1、2、3、4、5、6、7です。

〇議員 4番 妹川 征男君

7つ、あるわけですね。

〇福祉課長 吉永 博幸君

はい、7つです。

〇議員 4番 妹川 征男君

わかりました。その7つ、全て同意書が11月9日までに出ていたということですね。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

町のほうは整備を要請するところですので、町については同意書は出ておりません。それ以外 につきましては同意書は出ております。(発言する者あり)

〇議員 4番 妹川 征男君

それ以外って、どういうこと。

〇福祉課長 吉永 博幸君

町以外です。

〇議長 横尾 武志君

課長、もうちょっと詳しく。ちょっと言い足らんと。わからんよ。課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

隣接地主の同意書、地主ということなんですけども、町は、特養を整備してくださいと要望する側ですので、町有地については、隣接地主としての同意書は要りません。ただ、上物を使っている方は要りますけども、それ以外については隣接地主としての同意書はございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

町長に質問いたします。

先ほど読んでいただきました「隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含むこと。また……」というようなことがあるわけですけれど、町長は、その5人なり6人なり、町のほうは、山鹿保育所はそうだろうと思うんですけれど、5つ、ないしは6つ全て同意書が届いているという前提で判断されたわけですね。

〇議長 横尾 武志君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

まず、最初からお話ししますと……。

〇議員 4番 妹川 征男君

いや、もういいです。そこの、それを……。

〇町長 波多野茂丸君

いえいえ、最初からお話ししないとわからないと思います。町の役目、県の役目というのがご ざいますので。

町は、この前からもお話ししていますように、県の整備方針に基づいて事務事業を町はやるわけです。で、結局、いわゆる書類のチェックですよね。いわゆる、結局県が言ったこの書類がそろっているかどうかということのチェックをする。それで、書類をチェックしてそれの締め切りが事前に持ってみえて、それから9日までに出してくださいということですよね。

それで、妹川議員が言われておりますそれがどうなのかこうなのか、調査をしなさいというようなことは、結局ないわけです。それで今、るる課長が説明しておりますが、いろんなことが、前回もいろんなことがございました。

で、何かあったら、全て県に相談をしなさいと。1つ1つ、いろんなことは。だから、県に相談をした上、結局3社のうちに1社がどうしても書類が不備であったので、2社は全部そろったと。そろったというところで、選定委員会にかけさせていただいたということでございます。そのことは妹川議員、何回もお話ししていますので、ご理解されていると思います。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

町長は、11月23日付で平成25年度の意見書を出されています。で、先ほど私、6月9日、 平成22年の6月9日と言いましたけれど、6月29日でした。

で、これを見比べてみますと、今回の場合は、私ちょっと質問しますが、下から2行目、「答申に指摘事項が加えられており、町としても改善を要望しますので、答申書の写しを添付します」という意味は、どういう意味なんでしょう。

〇議長 横尾 武志君

福祉課長。

〇福祉課長 吉永 博幸君

事業者からは、設備、それから事業運営、そういったものがいろいろ提案されています。で、 ひょっとしたら説明できなかったことも含まれているかもしれないんですけれども、やはり「こ ういうところは改善してほしい」、トイレとかを――具体的にはトイレというのはあったんです けれども、「身障者用のトイレ、確かに車椅子が回転できるようになっているんですが、もう少 し大きくして利用しやすいようなトイレにしてほしい」とか、そういう内容が記されておる物で ございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

今のお話を総括的に見ると、私が地主さんのところでお話を聞いたことと、それから今、全て 同意書がそろっているということでしたから、私は地主さんのところへ行って確認をしてきます、 どちらが本当なのか。もし、私のほうが間違いであれば、それは、おわびするしかありませんが、 もし地主さんの言っていることが正しければ、どうなるのか。その同意書というのは、にせもの ですか。そういうことって考えられますね。確認に行ってきます。

それと、先ほど山鹿の田屋地区のことなんですけれど、先ほど刀根議員のほうから、「地区でつくる元気なまちづくり」地域づくりビジョンという話の中で、今回の特養をめぐって田屋地区の皆さんは、「今まで築いてきた家庭的な関係、きずながずたずたに分断され、人間関係が本当にぎくしゃくになった。」と、残念だというふうに嘆いている方々が多いんです。私も、はまゆう団地は田屋と一緒でしたから、昔、だから田屋の皆さんとも仲よしの人はたくさんいらっしゃいます。

そういうことによって、やはり安心して、安全で住みやすいまちづくりを目指す町政として、 また福祉行政として、何とかこれをやっぱり修復するようなものにしていかなければならないん じゃないかというふうに思っています。

2点目、ボートピア勝山に行きます。

ボートピアの問題ですけれど、非常に悩ましい事件に発展してしまいました。町長が2人の地主、原告から提訴されたとのことだが、これは事実ですか。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

町長が地主から提訴されたことは事実かというご質問ですけれども、事実でございます。ボートピア勝山で借地しております地権者から福岡地方裁判所小倉支部に土地の返還を求める訴状が提出されたため、裁判所より、答弁書の提出を求められる文書が送達されたところでございます。 以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

このような事態になった原因は、何でしょう。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

このようになった原因ということですけれども、ボートピア勝山につきましては、本年9月30日付で旧施設会社であります株式会社ビー・ケーから施設譲渡を受けたところでございますが、施設の敷地の一部に借地がございますので、この借地部分の借地権についても引き継いでおりました。

しかしながら、地権者は、この借地権の譲渡については承諾していないとしており、土地の返還を求められているものでございます。この件については、今後弁護士と協議の上、対応について検討していくこととなりますが、今後裁判で争うことになろうかと思います。その場合、発言の内容によっては裁判に影響を及ぼしますので、大変申し訳ありませんが、これ以上のことについては答弁を控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

この私たち芦屋町のトップである波多野町長が訴えられるということは、芦屋町議会も訴えられることと同じなんですよ。町民に対して訴えられることと同じなんですよ。そういうような状況に、町長が他町の2人の地主さんから弁護士さんを通じて民事訴訟という形で訴えられたわけでしょうけれど、私たちにとっても非常に残念でたまらないし、また私たちの恥ずかしい面もあるわけです。

ところで、副町長にお尋ねしますが、今まで長い間事務官として職責されましたけれど、町長のトップが、首長が訴えられるというようなことが、今まであった例がありますか。

〇議長 横尾 武志君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

私自身はございませんが、地域によっては、各町のいろんな運動家の方たちがいらっしゃいますよね、行政訴訟を起こすと。で、今、一応私が広域で代表理事を務めさせていただいておりますが、広域ではもう何度もあります。それから、隣の町に――隣町、遠賀町なんですが、行政訴訟をしょっちゅう起こされる人がおりまして、トップは常に、もう何十回と訴訟を起こされております。

町長が行政訴訟等を起こされるとかいうのは、やはり訴える側は自由でございますので、異議

を唱えられていろんな形で訴訟を起こされるわけでございます。私は、町長になってこういう裁判で訴えられ、提訴されたということは初めてでございます。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

行政訴訟ではなくて、民事で小倉地裁から訴えられたことはありますか、と言っているんです よ。

〇町長 波多野茂丸君

隣町は、行政訴訟なのか民事なのか、ちょっと私はその区別はついておりません。それから、 広域でも民事なのか行政なのか、その区別はついておりません。ただ訴えられたというだけの話 しか聞いておりませんので、その仕分けはできておりません。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

行政訴訟と民事訴訟は大きな違いがあります。小倉裁判所からこういう通達でもって原告、そ して被告という形になるわけですから、大変違った内容です。

ところで、この公判は、来年の1月何日にあるようになっていますか。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

第1回口頭弁論の期日は、1月9日でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

私たち議員に対しても、これまで地元の方々から3回お手紙をいただいております。議員の皆様、もうよくご存じのように、第1回目は24年の9月15日、総務財政常任委員会の議員に対してそういう説明の文書がありました。

そして、それに基づいて私は、9月議会の中で、私は3点で反対討論をして反対いたしました。 もともと無償譲渡契約書を見せられない、と。もう終わった話なんだけれど、地方自治法第

96条でありながら、その契約をする時点では見せられないかもわからないが、もう6月28日 の話でしょう。これ見せられないと。見せられないで、それは議案を審議してくれ、賛否を問え ということは、それこそナンセンスだというような形で、ここで言いました。

そして、地主対策ができず、先に無償譲渡契約を交わしていると。異議申し立ては来ていると。 私は、ここで反対討論をいたし、反対し、4人の方が反対いたしました。にもかかわらず、可決、 補正予算、冒頭の議案が、補正予算が可決されたわけですけれど、もうその時点で、私たち議会 議員も、議会として審判を受けなければならないというふうに考えているわけです。

そういう意味では、町長は、裁判の費用は個人で出されるのか、弁護士費用として町費から出されるのか、私はわかりません。私は、この3点について全く失政というか、まさに行政の形すらなされていないような中で、公費を使って裁判の弁護士費用を払うなんて、私は考えられないんです。しかし、まあ使われるでしょうけれど、これが半年、1年かかるのか、和解で済むのかわかりませんが、やはりそういうことについては明らかにしていっていただきたいと。また、このことについては、町民に対してのやはり説明責任を問われていると思いますから、それについてはどうお考えになるでしょうか。

〇議長 横尾 武志君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

その前に今、弁護士費用が云々というようなお話をされましたが、やはり公私の別は、つけなければならないと思うわけです。これは芦屋町として訴えられております。で、私は町長やから芦屋町町長。私は、個人的に訴えられておるわけではない。このことだけは妹川さんもご理解の上で、そういう質問をされておるのだと解釈いたしております。それと、裁判費用の公私というのは、いろんな事情の妹川さんの仲のいい方たちのお話のことだと思って、関連した弁護士費用だと思っております。

で、そのことにつきまして、町長はどう説明するかということでございますが、これは先ほど 課長がお話ししたように、ビー・ケーという会社から借地権についても引き継いだという形の中でやっておるわけです。そして、ビー・ケーとその地主さんが地代を払っておった。そうしたら 結局、何があったかはわかりませんが、結局供託という形の中で地裁が起こったわけですよね。 そして、これは唐突なんですよね、その訴状が届いたのが。話を聞くところには、円滑に話は進んでおるというような話は承っておったんですが、唐突な形でその借地を返してくれと。そして、結局もとに戻してくれということで、大変驚いておったわけでございますが、まことに遺憾であります。

このことをどう説明するのかというふうに問われても、訴えた方に聞いてみないとわからない

わけですよ。真意がわからない。唐突に、結局方針が変わったのかどうなのかというのは、やはり裁判になって、こちらに瑕疵があったのかどうかというのはわからないわけです。こちらは訴えたほうではないから、唐突に訴えられたところやから。その辺については今の段階では説明のしようがないし、はっきりした時点で何らかの方法でお伝えしたいと思っております。

〇議長 横尾 武志君

以上でございます。

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

中身は流れがどうであれ、無償譲渡の契約を6月26日にして、地主対策はほとんどできていない、ビー・ケー任せだったかもわかりませんが。

6月28日の無償譲渡契約を交わす前に、町長や職員は、地主と何回会われましたか。回数だけでようございます。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

地権者と会った数ということでございますね。契約前に地権者の方と私どもがお会いしたのは、 1回でございます。

〇議員 4番 妹川 征男君

1回。

〇事業課長 藤崎 隆好君

はい。それは、その借地の件でということではなくて、今回の譲渡についてご説明に地元自治 区のほうに上がった際に、地元自治区の役員の方で地権者の方がおられたということで、そうい ったことでお会いしたのは1回だけということでございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

では、6月28日から10月1日に無償譲渡のための譲渡の登記をされましたね。10月1日 にはもう登記されて芦屋町のものになってきたわけですけれど、6月28日から10月1日まで に、何回行かれましたか。地主とお話に何回行かれましたか。

〇議長 横尾 武志君

事業課長。

〇事業課長 藤崎 隆好君

まず、今回の訴えにされておられる地権者の方が2名おられまして、1名は地元みやこ町のほうにお住まいで、もう1名は東京の方ということですので、今ご説明しているのは、みやこ町にお住まいの地権者の方ということでございます。契約後に地権者の方とお会いしたのは、2回でございます。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

裁判で訴えられて被告になれば、もう会う必要はないでしょう。それはもう裁判所で、公判で 説明されるでしょうし。

でも、私たち総務財政委員会では、この地主からの手紙を受けて、またその後の総務財政委員会でも7名全員の方々が「町長みずから何回でも行かないかんのやないか」ということを言われていました。私もそうでした。

では、その後、町長が地主のところに、何回行かれましたか。

〇議長 横尾 武志君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

ここは2つ問題がありまして、周辺対策の問題はご存じですよね。それで、一般質問のときにも採決のときにも、議会で、何度も行くようにというのは、いわゆる自治区の周辺同意の方のところに結局行くようにというようなことだったと思います。地主のこと、この話ではなかったと思います。それは妹川議員、勘違いされていると思いますので、ほかの議員さん方に確認されてください。

それで、何回行ったかということでございますが、私と局長と次長と課長と、4人で一度お伺いいたしました。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

今から1月9日の公判に向けて、いろいろな考え方をまとめられていかれると思いますけれど、 私たち議員として町民として、やはり代表である町長がこうやって訴えられたことに対して、非 常に町民の品位を落とすというか恥というか、伝統ある芦屋町の歴史、文化、それに対して汚点

を残すのではなかろうかなというふうに思います。やっぱり誠意をこめて公判で、また地主の相手の弁護士さんが出てこられるでしょうから、誠意を持って取り組んでいただきたいと思います。では、3番目の町立芦屋中央病院についてに行きます。

今、この芦屋中央病院建てかえ問題は、芦屋町民の最大の関心事です。町長は、9月議会の中で、今井議員の質問に対して「まだ決定ではないが、中央病院の改修もやることになれば、競艇場以来の大型事業になるものと思われる」こういうのが、あしや広報だよりに出ています。

私は、これに追加してほしいんですよ。今から25年前の玄海レクリゾート構想、それを変えなきゃいけませんよ。あのときの7社でしたか、タウンリゾート構想のときの7社、福岡銀行やマリン何とかいろいろなものがありましたけれど、あれについては芦屋町の財政そのものが5,000万円でしたっけ、資本金が1億円でしたから。やはり今後のバブル経済がはじかれようとしたときに、何でこんな物をつくるんか、と。

そして、400億円という金額がふくれあがるときに反対運動が起こって、そして住民投票条例を制定されてわずか二十日間で四千三百何十名の署名が集まって、そして議会が始まって、それで埋め立てることに賛否を問う住民投票条例の案が否決されましたね。それから、町長選になるわけですけれど。

私は、この問題は競艇場以来の大型、プラス玄海リゾート問題に発展するものだと思っています。そういうことを考えたときに、検討委員会の答申が3月に出まして芦屋町の議会特別委員会で、今井議員が委員長として9回真摯に検討してきました。時間をかけてやりました。

ところが、11月、何かの議会全員協議会で、芦屋中央病院の建てかえにおける町の方針決定ということで出されました。そして、あしや広報では、そのような町の方針決定、そして住民説明会を11月19日、23日、26日に開催をしますというような内容で、私は唖然としました。なぜ、この議会特別委員会に、その内容についてお話されなかったんですか。

そして、10月29日には、こんなすばらしい経営形態検討委員会答申書というのが出ていますね。もういただきました。これについては、議会の調査特別委員会のいろいろな報告についてのそれらしき回答というか、そういうのが一切ないんですよね。それは、なぜそういうふうになったのか、お聞きしたいと思います。

〇議長 横尾 武志君

副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

なぜそうなったのかということより、要旨にございます特別委員会の報告を執行部と、それから経営形態検討委員会についてどう受けとめたかということでございますので、これに対してお答えをさせていただきます。

まず私からは、執行部の受けとめということで、お答えをさせていただきたいと思います。

議会の調査特別委員会においては、施設については「必要な投資を検討すべき」とあり、「前向きに進めるべき」とのご意見でございました。経営及び財務については「診療科目の見直しなどを行い、安定的な経営とすべき」とのご意見でございました。経営形態につきましては「病院トップによる自立的な組織体制を構築すべき」とのご意見でございました。

このように病院の必要性を認めつつ、安定的経営を目指すことが肝要であるというものと理解をしております。執行部といたしましても、この議会の報告書を真摯に受けとめ、これを前向きに検討してきたところでございます。ただし、診療科目などの見直し及び経営形態につきましては、中央病院経営形態検討委員会の答申をいただいておりますので、これを踏まえた中で、今後さらに検討を重ねていくものでございます。

施設につきましては、建てかえと場所については方向性は出させていただいていますが、診療科目など病院機能が決まらないと具体的な作業に入ることができません。これらにつきましては、本議会に予算としてご提案している基本計画の中で、今後約1年をかけて成案を得るべく検討していくことになるものと考えます。この基本計画を進めていくための前提として、建てかえとその場所について、あらかじめ決めておく必要があったものですから、基本計画策定前にその方向性を出したものでございます。

このように議会の報告書を真摯に受けとめ、さらなる検討を行ってきたものでございます。 以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

ここに、議会の調査特別委員会の中に10ページにあるわけですけれど、「なお、今後は執行 部においてさらなる検討を行い、町民負担と医療体制の必要性や方向を町民に十分説明、理解さ れた中での事業運営を進めることが重要である」というようなことで報告書を出したわけです。

我々は、そういう建てかえを決定するとか、山鹿地区に求めるとか、そういうようなことを広報あしやに出されたことによって、町民の皆さん方は「もう決まったのか」と。「議会の議員も 賛成してしまったのか」という声をたくさん聞きます。

で、私は、3回、3地区で説明会がありましたので、全て3回とも行きました。きのうの行政 報告の中で七十数名の方が――住民の方も参加されていたということですけれど、やはり病院の 先生や看護婦さんが多くて、実際の住民の方は30名足らずかなというふうに思っています。な ぜ、こんなに住民説明会において町民の方々が少なかったのか、分析されていますか。

〇議長 横尾 武志君

どなた。副町長。

〇副町長 鶴原 洋一君

アンケート調査もいたしました。それから、広報についても24年の5月1日号で答申について、いわゆる病院事業検討委員会の広報も出しております。そして、7月1日号で、その病院が抱える問題と課題についてご報告をさせていただきました。その中では、いわゆる検討委員会の答申内容の説明の中ではその方向性はまだ決まっておりません。ただし、方向性が決まり次第お知らせをしますということで、7月1日号の広報に、方向性が決まり次第お知らせをするという内容で広報を出しております。

そして、その検討結果を11月15日号の広報で、移転建てかえの方針決定をお知らせしたと。 流れとしては、そういう流れでございます。そして、11月15日号の3回目の広報で、住民説 明会をあわせてやりますということの周知徹底を図ったつもりではございます。

ただ、今、妹川議員さんおっしゃるように、なぜ少なかったのかというのは、これはちょっとその分析というのまではやっておりませんが、一番最初のアンケート調査の中で――これは23年度に行ったわけですが、60%の方たちが「中央病院はぜひ必要」というご回答をいただいております。そして、「どちらかといえば必要だ」ということで32%、あわせて92%、92%という言葉をずっと出してはきたんですが、60%の方が「ぜひ必要」だというようなご回答の中で、「あっ、よかったね」というような感じで捉えられたのかなというふうに思っております。

したがいまして、その参加者が少なかったのは、そういうことも一つの原因かなというふうに は考えております。

以上です。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

私も、特別調査委員会の中でもこの92.5%というものがひとり歩きして、しかも、ないよりはあったほうがいいですよ、誰だって。でも、四十数億円のものがかかるということ。それから、先生の問題とか財政的なものとか、交通の問題とかそういうものを考えて、事実に基づいて出されたものをアンケートに出せば、パーセントはずっと減ると思います。そういうような分析の仕方をやってほしいんですよね。

やはりこういうふうに、やっぱり病院としても、また執行部としても建てかえたいという思いがあるから、作為的にこういう表現になっていくし、そういうアンケートの取り方をしていくというのは、もう常套手段なんですよ。

やはり、町民の皆様が本当に目指す病院とは、何なのかと。診療的な科目は何が欲しいのか。 今回、住民説明会ではなくて、住民への提案という形にすべきだったんですよ。提案します、と。 皆さんのご意見をお聞きしたいというようにすべきだったと思います。

ぜひ今回、またいろいろと、これは入り口であるというようなことをおっしゃっていましたね、 山鹿公民館で。「皆様方のご意見を十分に反映した形で進めていきます」というのはおっしゃっ ていましたから、再度アンケートをとるなり、そして提案型でやっていただきたいというふうに 思います。

時間があと1分少ししかありません。せっかく用意をされていたかと思いますが、4番目に行きます。

去る9月議会で、公文書のずさんな記録、伺書、起案書に白紙、ゼロ、2年、5年、10年、 永年と書かれてあるものが、もうほとんどないんです。で、たまには5年があったり、永年とい うのもありました。

さて、これについて指導されたと思いますが、どういうような改善を図りましたか。

〇議長 横尾 武志君

総務課長。総務課長、時間ないよ。

〇総務課長 小野 義之君

一応、答弁ということでさせていただきます。

文書番号や保存年数が記載されていない起案文書についてのご指摘をいただいたようなことですが、文書取扱責任者であります係長が文書事務の意義を認識して業務に当たるよう指示しております。

この文書事務の意義とは、「地方公共団体の事務は、文書に始まり文書に終わる」といわれるように、ほとんどが文書を通じて行われております。したがって、文書の処理がいかに正確、迅速に行われるかによって事務能率に大きな差異が生じてくるということでございます。このため事務処理におけます文書事務の果たす役割を考えて、その重要性を強く認識しなければいけないというわけでございます。

で、基本となるのは、文書事務取扱規程ということになりますので、この規程の第7章で保管、保存及び廃棄についての手順を示しております。保管については、第36条で「処理が完結した文書は、文書取扱責任者において翌年度の末日まで保管しなければならない」と規程しております。保存方法については、第44条の2で「文書取扱責任者は、主管課長の指示を受けて、完結文書を保存しなければならない」と規程しております。

こういった改善策と考えていますのは、こういった文書取扱責任者に対して共通認識を持たせた中で研修等を行って、今後適正な文書管理に努めていくというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長 横尾 武志君

妹川議員。

〇議員 4番 妹川 征男君

時間を超過してしまいました。

一般質問を終わります。

〇議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問を終わります。